

2026年9月1日よりお薬は院内処方 から院外処方へ変更となります

厚生労働省が進める医薬分業の方針に基づき、当院でも「院外処方せんの発行」を推進することとなりました。これまで外来患者さんのお薬は、院内の薬局窓口でお渡ししておりましたが、**2026年9月より、院外の調剤薬局にてお薬を受け取っていただくこととなります。**院外処方へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

調剤薬局でのお薬の受け取り方（例）

処方せんをご希望の調剤薬局に提出し、お薬を受け取る



院外処方のメリット

- (1) 当院だけでなく、他の医療機関で処方された**薬の重複**や**飲み合わせの確認**、**副作用の相談**をすることができます
- (2) 病院での**待ち時間を短縮**することができます



院外処方の注意点

処方せんの期限は、**発行日を含め 4 日間**です。
処方せんの提出は期限内にお願い致します。

院外処方 Q&A

Q1: いつから院外処方になりますか？

A1: 令和8年9月1日(火)から院外処方となります

Q2: なぜ院外処方にするのですか？

A2: 厚生労働省が医薬分業の方針のもと、
患者様の院外の調剤薬局(かかりつけ薬局)のご利用により
医療機関と調剤薬局が分業する事でより手厚い服薬管理や
一包化、ジェネリックの選択肢が広がるなどメリットがあります。

Q3: どこの薬局でお薬が受取れますか？

A1: 「保険薬局」「調剤薬局」「処方せん受付」等の表示がある
日本全国の調剤薬局をご利用になれます。

※保険や公費の種類によってはお取り扱いのない場合がありますのでご注意ください

Q4: 院外処方せんには有効期限がありますか？

A4: 有効期限は、交付日を含めて4日間です(土日祝ふくむ)

その間に調剤薬局でお薬をお受け取り下さい。4日を過ぎた場合や
処方せんを紛失された場合は、保険診療の規則に則り
自費での再発行となりますのでご注意ください。